

42. 労災保険とは何ですか？

労災保険とは、労働者が業務上又は通勤途中で負傷したり病気やケガになったり、あるいは死亡した場合に労働者や遺族を保護するための制度です。労災保険の適用を受ける労働者は、労働基準法上の労働者です。事業主（NPO 法人）との間に実質的に使用従属関係があるとともに、実質的にみて賃金が支払われているような関係が認められれば、労災保険の適用を受ける労働者と考えてよいでしょう。なお、労災保険料はすべて事業主である NPO 法人が負担することになります。労災保険料の料率はその法人の事業所が営む主たる事業によって異なりますが、NPO の場合は、大半が「その他の事業」の「その他の各種事業」に該当すると思われま